

# 島根大学教育学部附属義務教育学校 学校いじめ防止対策基本方針

## 附属学園の一貫教育で育てたい子どもの姿

- 新しい時代を切り開き、社会に貢献しようとする子ども
- 豊かな感性を育み、創造的に探求し続ける子ども
- 人とのかかわりを大切にし、共に伸びていく子ども

## 学校運営の重点

- 学校運営の充実と整備
- 学習指導の充実
- 道徳教育・人権教育の深化と拡充
- 個に応じた児童・生徒支援の充実
- 教育研究の推進

## 本校のいじめ防止基本方針

いじめは、人として決して許されない行為です。しかしながら、いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こり得ることから、学校園の教育目標の「人とのかかわりを大切にし、共に伸びていく子ども」のもと、学校はもとより、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続していじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組みます。

## いじめ未然防止のための取組

- 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を児童生徒へ徹底する
- 教職員自らの人権感覚を磨き、人権侵害を見抜く力を高める
- 「いじめられている児童に非はない」という認識に立った親身な対応をおこなう
- いじめの早期発見・早期対応に向け組織的・計画的に取り組む
- いじめの未然防止のための開発的・予防的生徒指導（積極的生徒指導）の充実を図る

## 子どもたちが自分自身を価値ある存在と認め大切に思う「自尊感情」を育成する

いじめの加害者は、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などの感情が潜んでいることが少なくない。そこに、「心理的ストレス」「集団内の異質な者への嫌悪感情」「ねたみや嫉妬感情」「遊び感覚やふざけ意識」「いじめの被害者となることへの回避感情」などが原因となっていじめは起こる。そこで、いじめを未然に防ぐために、児童生徒一人ひとりの自尊感情を高める取組を重点的に行う。

### 1 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

- ①誰にもわかりやすい授業
  - ・ユニバーサルデザインによる授業づくり
  - ・ICTを活用した授業の工夫
- ②自尊感情や自己有用感を高めるための学年・学級活動や行事、異学年でふれあう機会の充実
  - ・全校での活動
  - ・きょうだい学級の活動
  - ・学年集会
  - ・縦割り掃除
  - ・異学年交流
  - ・体育会・運動会での色別や係の活動など
- ③主体的に取り組む自治力を高める児童会・生徒会活動
  - ・新しい仲間
  - ・お別れ集会
  - ・9年生を送る会 など

### 2 命や人権の尊重と、豊かな心の育成

- ①各教科等の指導の充実
  - ・人権に関わる知識を理解し、主体的に人権尊重に取り組む態度を育てる授業づくり
  - ・人権作文・人権標語・ポスターづくり
- ②道徳教育の充実
  - ・特別な教科道徳の時間
  - ・全教育活動を通して
- ③体験的な活動の充実
  - ・未来創造科を中心とした体験活動
  - ・宿泊研修
  - ・修学旅行等
- ④特別な支援の必要な児童にかかわる理解教育の推進
  - ・一人一人のよさや特性を認め合う集団づくりを基盤にして

## 校内体制

### 教育相談体制

- ・毎学期の教育相談週間
- ・毎月のSCによる相談日の開設
- ・アンケートQUの実施と分析、活用
- ・校内ケース会議など

### 児童生徒支援体制

- ・子ども支援委員会（毎月）  
（いじめ問題対策会議）  
校長、副校長、教頭、生徒支援部長、子ども支援コーディネーター、養護教諭、学年主任、人権教育担当者、SC
- ・ケース会議（随時）
- ・支援チーム会議（随時）
- ・人権教育推進委員会

### 校内研修

- ・人権教育研修
- ・人権教育公開授業
- ・QU職員研修会など

## 家庭・地域・大学との連携

### 家庭との連携

- 懇談、授業公開、講演会
  - ・人権教育講演会
  - ・人権教育授業公開
  - ・授業公開・期末懇談会等
- PTA活動
  - ・PTA会報、PTA研修会など

### 大学との連携

- ・島根大学  
こころとそだちの相談センター
- ・臨床心理士による相談体制
- ・保健室のメンタルフレンドなど
- ・スクールカウンセラー  
（子ども支援委員会アドバイザー）

### 地域との連携

- 菅田会館 会館事業等への参加
- 児童相談所
- 川津交番、松江警察署との連携
  - ・地域事業所での職場体験
- 松江市交通局との連携
  - ・通学や放課後の見守りなど

## 早 期 発 見

### 児童・生徒や学級の様子を日常的に把握する。

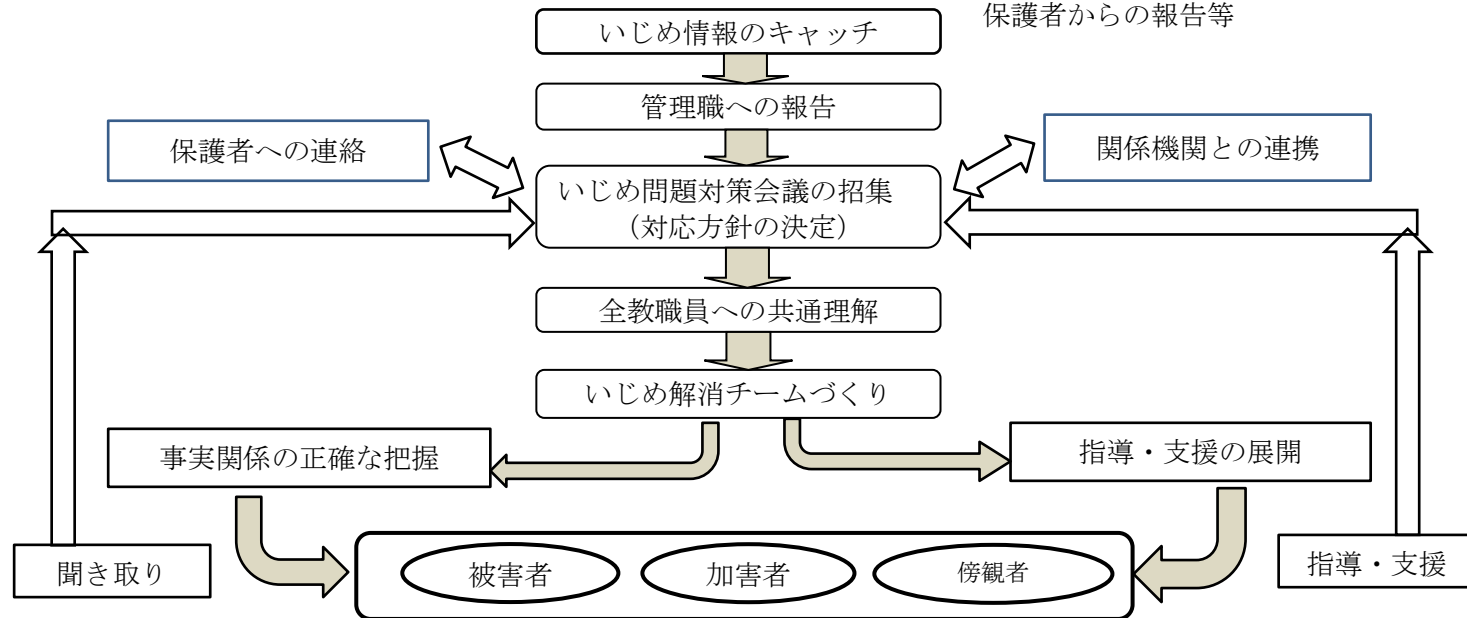
いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。そこで、教職員が情報を共有し、いじめの兆候が発見できた時点で、すぐに聞き取りに入る。(スピード感をもって)

- 1 日々の観察・・・朝の時間、休み時間や昼休み、放課後等の機会に、子どもたちの様子に目を配る。(アンテナをよく磨いて、高くはる。)
- 2 連絡帳・生活ノート・・・連絡帳・生活ノートや電話の活用により、担任と子ども・保護者と日頃から連絡を密にする。
- 3 教育相談・・・子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。また、定期的な教育相談週間により、教育相談を実施する。
- 4 調査法・・・アンケートQ.U、いじめに関するアンケート等を実施し、子どもの様子や学級集団の状態をとらえる。

## 早期対応 (いじめが起こった時)

いじめの兆候やいじめを発見した時には、学校全体の問題として組織的な対応により問題の解決を図る。

本人の訴え、サインの発見、児童生徒からの通報、保護者からの報告等



## 重大事案への対応

いじめにより重大事案が発生した場合は、同種の事態の発生防止のため、適切な方法により事実関係を明確にするなど、大学学部と連携を密にした対応を心がける。

### <重大事態とは> (28条1項)

- (1) いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
  - 児童生徒が自死を企画した場合
  - 身体に重大な障害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
- (2) いじめにより、児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているとき
  - 年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合は、学校にその認識がなくとも、重大事態が発生したものと報告・調査などに当たる。

